


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市におけるサービス付き高齢者向け住宅の事業者を求める基準 について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関	都市計画課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都は、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携を確保したサービス付き高齢者向け住宅の補助金について市の地域特性を補助対象事業に適切に反映させるため、市の関与手続きを経ることを交付の要件としている。</p> <p>このため、市がサービス付き高齢者向け住宅の事業者を求める基準を制定するものである。</p> <p>(1) 内容</p> <p>「入居者については、全体のおおむね8割以上を東大和市民とすること」、「併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者が提供するサービスについて、入居者以外の地域住民も利用できるようにすること」、「事業者は建設にあたり近隣住民に対して説明会等を行い、十分に事業計画の説明を行うこと」、「東大和市街づくり条例を遵守すること」、「地域住民との交流のため、住棟内に交流スペース等の設置に努めること」など。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金が、市の基準に則して、事業者に対して適切に交付される。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成25年3月 東大和市住宅マスタープランを策定。サ高住の適切な供給、配置方針を検討すると計画。</p> <p>平成27年3月 東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定。サ高住の整備に関する方針を検討すると計画。</p> <p>平成27年4月9日 東京都が「東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し区市町村が事業者を求める基準に係る指針」を制定。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。